

令和4年御嵩町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年9月1日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和4年9月1日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第11号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 報告第12号 放棄した私債権の報告について
 - 認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 令和3年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 認定第6号 令和3年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案第43号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第44号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について
 - 議案第45号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第46号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第47号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第48号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第49号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議事日程第1号

令和4年9月1日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 2件

(1) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和4年5月分から7月分まで）

(2) 「75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止を求める意見書」に関する陳情書

町長報告 2件

報告第11号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第12号 放棄した私債権の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 14件

認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和3年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第6号 令和3年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第43号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第44号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第45号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第 46 号 令和 4 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について

議案第 47 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につい
て

議案第 48 号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第 49 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第 5 議案の審議及び採決 7 件

議案第 42 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第 43 号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 44 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 45 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて

議案第 46 号 令和 4 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について

議案第 47 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につい
て

議案第 49 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1 番 清水 亮太	2 番 福井 俊雄
3 番 奥村 悟	5 番 安藤 信治	6 番 伏屋 光幸
7 番 安藤 雅子	8 番 山田 儀雄	10 番 大沢 まり子
11 番 岡本 隆子	12 番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	副 町 長 寺本 公行
教 育 長 奥村 恒也	総 務 部 長 各務 元規

民生部長 小木曾 昌 文

建設部長 鍵 谷 和 宏

企画調整
担当参事 田 中 克 典

教育参事兼
学校教育課長 筒 井 幹 次

総務防災課長 古 川 孝

企画課長 山 田 敏 寛

環境モデル都市
推進室長兼
まちづくり課長 中 村 治 彦

亜炭鉱廃坑
対策室長 早 川 均

税務課長 金 子 文 仁

住民環境課長 高 木 雅 春

保険長寿課長 大久保 嘉 博

福祉課長 日比野 浩 士

農林課長 渡 辺 一 直

上下水道課長 可 児 英 治

建設課長 石 原 昭 治

会計管理者 丸 山 浩 史

生涯学習課長 日比野 克 彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土 谷 浩 輝

総務防災課
防災安全係長 伊佐次 洋 一

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和4年御嵩町議会第3回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願ひします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

なお、発言者はマスクを取って発言してもよろしいですので、終わってから消毒だけよろしくお願ひします。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

もう1年の半分が過ぎようとしておりますが、第3回定例会、早朝よりここに参画して誠にありがとうございます。

それでは、挨拶に入りたいと思います。

御嵩町議会第3回定例会の開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見、報告を申し述べるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

令和4年7月8日、安倍晋三元内閣総理大臣が選挙演説中に銃撃されるという、決してあってはならない悲惨な事件から2か月がたとうとしております。今月27日には国葬の実施が予定されております。国葬については様々な所感をお持ちの方がおられるかと思いますが、本町の亜炭鉱廃坑地下充填は安倍政権下で実現しました。御嵩町民にとって安心への光明となっている本事業の実現に改めて感謝をするとともに、故安倍晋三元総理の御生前の功績をしのび、心より哀悼の意を表します。失った存在の大きさに思い至りつつ、安らかなお眠りにつかれることを衷心よりお祈りいたします。

新型コロナウイルス感染症関連の報道がやむ日はなく、岐阜県においても新型コロナウイルスオミクロン株の派生型対策のためのBA.5対策強化宣言が9月4日まで延長されました。そんな中の夏の甲子園、全国高校野球選手権大会では球児たちによる熱戦が繰り広げられました。この大会においても、新型コロナウイルスの集団感染により試合日程や登録選手を変更するなど感染拡大の予防措置が講じられていました。集大成の場となるはずであった大会に出場

できなかった選手たちの思いは計り知れません。しかし、大会主催者がこのような措置を講じなければならなかったことから、この感染症がただの風邪ではないことを改めて認識させられました。国民の感動は、試合内容のみならず、仙台育英高校の監督の挨拶「青春は密」が全国の注目を集めました。私たち大人が不自由に心をさいなまれる中、高校生たちは目標を見失うことなく、できることを選択し、見つけ、努力を重ねてくれました。その努力が見る者を引きつけ、感動を与えてくれました。

また、町内の小・中学生、高校生も、様々な種目での全国大会出場の報告に訪れてくれました。コロナ禍で思うように練習ができない中、それぞれに練習の工夫や努力を重ねて全国への切符を手にしたことはとてもすばらしく、誇らしい気持ちにさせていただきました。私たち大人は、これまで様々な制限の中で学校生活などを送ってきた若い世代の方たちが、コロナ禍であっても諦めずに一つの大きな目標に向かって競い合えるような環境を整えることが必要であり、その結果や勝敗だけでなく、未来を担う若者たちにとってかけがえのない経験をしてもらえるように最善を尽くしていかなければならないと実感しております。

今年は3年ぶりに行動制限のないお盆休みとなり、町民の皆様には家族旅行などの際に人との距離があまりに近いスポットを避け、でき得る限り家族単位での行動をお願いしてまいりました。お盆明け8月19日に開催された岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部、余談ではありますが、この対策本部会は明日午前10時からまた開催されます。8月19日の対策本部での会議において示されたデータでは、直近の感染者数、10万人当たり置き換えた数値ともに本町は県内市町村の中間よりも低い数値でありました。これも町民の皆様の御協力のたまものであり、御嵩町民の感染拡大予防に対する意識の高さに心から感謝しております。

しかし、感染拡大の第7波の大部分を占めると言われるオミクロン株BA.5は感染力が非常に強く、本町においても7月初旬からの約8週間の感染者数は、第6波までの2年半ほどの累計を上回るほど多くの方が感染されております。そして、感染者数の増加に比例して、在宅療養者の数も増加しており、外出等ができないことから食料等の生活必需品が不足して困っている方もお見えになると推測しております。こういった方の実態把握と、迅速に対応するためにも、保健所からの依頼に基づいたサポート支援を引き続き行ってまいります。

これから秋の行楽シーズンを迎えますが、昨年度までの2年間は不特定多数の人が集まるイベント、お祭りや花火大会などの多くは中止されてきました。本町の夏祭りとして定着している「よってりゃあ、みたけ～夢いろ街道宿場まつり～」についても、今夏は中止を余儀なくされました。そのような中、関係者の御努力、実行委員の皆様のお熱い思いにより、10月15日土曜日に規模を縮小した形で開催する旨、実行委員会から報告を受けております。また、秋のウォーキングイベント「中山道往来」についても11月5日土曜日に開催される予定であります。

3年前と全て同じスタイルとはいかないかと思いますが、感染予防対策をしっかりと実施した上で、両イベントの開催を心待ちにされていた方々をはじめ、多くの町民の方に心より楽しんでいただけることを期待しております。

新型コロナウイルスワクチン接種の状況について報告させていただきます。

本町における8月28日現在の3回目の追加接種を受けた方は1万2,952名、接種率79.2%、また、4回目の追加接種を受けた方は4,329名、接種率61.7%となっております。さきにも述べたように、感染拡大の第7波は、これまでとは比較にならないほどの感染拡大を引き起こしております。これに対抗する手段としては、マスク着用、手指消毒、3密の回避といった基本的な感染予防はもちろんのこと、ワクチン接種が重要であると考えられております。高齢者を先行させている4回目接種については、3回目接種に比べ発症予防効果の持続期間は短いが一定の予防効果があったことや、重症化予防効果は6週間が経過しても低下していなかったとの報告がされていると国は提示しております。高齢者や基礎疾患を有する方への感染を少しでも防ぐためにも、可能な限りワクチン接種を受けていただきたいと考えております。今後、オミクロン株に対応したワクチンが導入されたことや、5歳から11歳に対する小児接種が努力義務とされたことなどが国から示されましたので、本町も適宜対応していくとともに、未接種の方への勧奨も引き続き行ってまいります。

新庁舎等整備事業は、当初から約10年が経過しており、丁寧に進めてまいりました。事業の推進に当たっては、これまで本町と議会は一体となって取り組んでおり、特に建設候補地の選定に当たっては、議会の新庁舎整備特別委員会において現計画地を候補地として全会一致で決定し、本町は議会の意思の尊重をし、現計画地に決定した経緯があります。その後においても新庁舎等を集約する事業予算については、議会の承認の下、これまでに総額約6億5,000万円を執行し、事業を推進してまいりました。

その中、新聞等で報道されたとおり、新庁舎の透明性の確保に係る議員連盟による要望書が県に提出され、4名の議員が反対の意思を示されたことは、本町としましても誠に残念でなりません。地方自治法では、庁舎の建設や移転には、場所などを示す位置条例の制定が必要と定められており、議会の同意を得るには出席議員の3分の2以上の者の同意が必要なため、現在の議員11名のうち4名が反対すれば議会の同意は得られません。県は農地転用許可の審査の過程で、農地転用後の新庁舎建設の実現性を担保する位置条例制定の確実性を確認するとしており、現在の状況が変わらない場合、不許可も視野に判断するとの見解を示しております。

このような経緯から、本町及び町議会は、耐震基準を満たしていない現庁舎、児童館、保育園の建て替えと、災害時には防災拠点施設となる町民ホールの新設を21号バイパスエリアに集約する新庁舎等整備事業の必要性等について、町民の皆様により一層の御理解をいただくた

め説明会を開催いたします。開催案内を9月1日付町広報「ほっとみたけ」と併せて全戸配付いたしましたので、御確認をください。さらに時間を要することにはなりますが、本町及び町議会が責任を持って、この課題解決に取り組み、都度状況を報告してまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

令和2年10月12日、中、長瀬洞地内で大規模な陥没が起きた特定鉱害に対する家屋等の復旧工事については、長きにわたり、被災者の皆様をはじめ当該地周辺住民の皆様には御不便をおかけしてきたところであります。しかし、6月末をもって完了いたしました。被災家屋に住んでおられた御家族は、発災後、仮住まいに身を寄せていただいておりますが、本復旧工事完了に伴い、元の家屋での生活に戻っていただくことができました。亜炭鉱廃坑に起因する浅所陥没等の特定鉱害については、昨年度は本町内で1件発生し、本年度はいまだ発生しておりません。しかしながら、いつ起きても不思議ではない、この現状に心が休まることはありません。そのためにも、特定鉱害復旧事業の基金積み増しを国に働きかけるとともに、南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業、通称「備えた事業」を鋭意進めていかななくてはならないと考えております。

南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業については、8月9日に開催いただきました令和4年第3回臨時会において、第2期、第3期、第6期、第7－2期計画地における防災工事請負契約の締結に係る議決をいただき、本契約をいたしました。現在は工事準備に着手しており、各計画地での工事説明会や家屋調査などを実施した後に本格的な削孔作業や充填工事に入っておりますので、各計画地にお住まいの皆様においては交通規制等をはじめとする御不便をおかけいたしますが、何とぞ御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

令和3年度決算の概要について触れさせていただきます。

一般会計及び特別会計決算の総額につきましては、前年度と比較して歳入歳出とも24.1%の減となっており、一般会計決算については、歳入総額89億9,314万7,373円、歳出総額は87億2,460万2,653円となりました。対前年度比では、歳入歳出ともに33.4%の減額となりました。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、町民税、固定資産税が大きく減収となり、町税全体では1億2,000万円ほどの減額となりました。一方で、普通交付税は国からの追加交付があったことなどにより約3億円の増額、寄附金については対前年度比で1,200万円ほどの増額となりました。中でも、本町の貴重な財源の一つであるふるさとみたけ応援寄附金については、全国各地から約1億1,000万円もの寄附をお寄せいただきました。寄附をいただきました皆様に、この場をお借りし、御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

続けて、諸収入については、亜炭鉱跡防災対策事業助成金の皆減などにより約33億3,000

万円の減額となりました。このことが主な要因となり、一般会計の歳入総額は対前年度比で33.4%の減額となりました。

続いて、歳出では、子育て世帯への臨時特別給付金事業や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の皆増などによる民生費の増額、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る経費の増額などによる衛生費の増額の一方、特別定額給付金事業やふれあいバスの購入費の皆減などによる総務費の減額、亜炭鉱跡対策に係る事業費の減額などによる消防費の減額などにより、歳出総額は対前年度比で33.4%の減額となりました。

これらの結果、歳入歳出差引額は2億6,854万4,720円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は1億4,881万6,720円となったところでございます。

次に、地方財政に係る健全化判断比率についても触れさせていただきます。

令和3年度の実質公債費比率は、公営企業への繰入金が減となったこと、普通交付税が増となったことにより、前年度より0.67ポイントの減、3か年平均では0.3ポイント増の6.6%となりました。また、将来負担比率について、公営企業の起債残高の減や基金の積み増しなどにより、数値なしの状態を維持しております。引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

今回提出いたします議案の令和4年度一般会計補正予算関連について、主な内容を御説明いたします。

まず歳入についてですが、普通交付税の額の決定により地方交付税を2億5,281万1,000円増額したほか、特別会計の精算に伴う繰入金については3,585万2,000円の増額、前年度の決算を受けた繰越金については2,881万7,000円の増額としております。

次に歳出ですが、基金積立金1億2,500万円の増額、自治会からいただきました要望を踏まえた道路や水路などの維持・改修工事に2,500万円、希らり館の外壁剥離等が発生していることから、利用者の安全確保と適切な維持管理のための修繕工事費に726万円の増額などを計上しております。これらのほか、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正予算額は歳入歳出ともに6,940万7,000円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、令和3年度決算及び令和4年度一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今定例会に提出する案件としましては、町長報告案件2件、認定案件が6件、人事案件2件、補正予算が4件、条例1件、その他1件の都合16件でございます。

後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく

お願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男君の2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る7月22日の議会運営委員会において、本日より9月21日までの21日間と決めさせていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9月21日までの21日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和4年5月分から7月分まで）、2. 「75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止を求める意見書」に関する陳情書、以上の2件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第11号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

諸般の報告つづり 1 ページをお願いいたします。

それでは、報告第 11 号 令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、去る 8 月 2 日、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものです。

次の 2 ページをお願いいたします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの健全化判断比率、さらに公営企業における資金不足比率を一覧表にまとめてあります。

監査委員の意見書は、3 ページから 6 ページに掲載させていただきました。いずれも適正に作成されているものとの意見をいただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、それぞれの比率の算定結果を説明させていただきますので、資料つづりの 12 ページをお開きください。

総括表②です。初めに、実質赤字比率は、一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、左側の表の中ほど、令和 3 年度一般会計決算の実質収支は、小計欄のとおり 1 億 4,881 万 7,000 円の黒字であり、比率としましてはマイナス 2.98%で、該当なしとなります。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計のみならず、特別会計、企業会計を含む全ての会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、連結実質収支も右側の表の下段、合計欄を見ていただきますと 9 億 5,035 万 6,000 円の黒字のため、この比率についてもマイナス 19.09%で、該当いたしません。

13 ページをお願いいたします。

総括表③です。実質公債費比率の算出経過を表した表です。実質公債費比率とは、一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合です。中段の右端に掲載してありますとおり、令和元年度から令和 3 年度の 3 か年の平均で 6.6%であり、早期健全化基準である 25%を大きく下回っています。昨年報告しました比率は 6.3%であり、0.3 ポイント高くなっております。

14 ページをお願いいたします。

総括表④です。将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき借金残高などの実質的な債務が標準財政規模に占める割合です。算出経過を掲載しておりますが、右下の枠の下に小さい数字がございますが、令和 3 年度の将来負担比率はマイナス 81.0%となり、昨年度に続きバー表示となっております。昨年報告しました比率はマイナス 46.3%ですので、さらにマイナスとなっております。

次に、公営企業における資金不足比率の説明をいたしますので、12 ページにお戻りください。

公営企業会計が一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の会計の収支を事前にチェックするため、公営企業における資金不足比率というものが定められています。

右の表を御覧いただきますと、令和3年度において水道事業会計は4億9,361万3,000円、下水道事業会計は1億87万3,000円とそれぞれ余剰額を計上しており、資金不足は発生しておりません。

今後とも、法の目的にもありますように、財政の健全性を維持するため毎年これらの比率を算定し、その結果を議会に報告するとともに住民へ公表させていただきます。

以上、報告第11号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明とさせていただきます。

議長（高山由行君）

報告第12号 放棄した私債権の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

おはようございます。

それでは、報告第12号 放棄した私債権の報告について御説明させていただきます。

諸般の報告つづり7ページをお願いいたします。

御嵩町私債権の管理に関する条例第13条第1項第1号及び第2号の規定により、町の私債権について、別紙調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告いたします。

放棄した私債権につきましては、次の8ページ、私債権放棄調書をお願いいたします。

債権名は水道料金、対象件数は8件で、年度は記載のとおり。金額の合計は39万9,219円。理由は3件が生活困窮、5件が破産免責によるものです。放棄決定日は全て令和4年3月31日でございます。

以上で報告第12号の説明を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました認定第1号から認定第6号までと、議案第42号から議案第49号までの計14件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件 14 件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、決算認定関係について行います。

認定第 1 号 令和 3 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、認定第 1 号 令和 3 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算認定は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すこととなっております。令和 3 年度決算は、この後、各常任委員会へ付託される予定ですので、私からは決算全体の概略説明をさせていただきます。

初めに、決算書をお願いいたします。

決算書の 113 ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。令和 3 年度の歳入総額は 89 億 9,314 万 7,373 円、歳出総額は 87 億 2,460 万 2,653 円となり、歳入歳出差引額は 2 億 6,854 万 4,720 円です。このうち翌年度への繰越財源である繰越明許費繰越額が 1 億 1,972 万 8,000 円ありますので、差引実質収支額は 1 億 4,881 万 6,720 円となりました。昨年度と比較し、額にして 1 億 2,047 万 3,062 円、率にして 44.7%ほどの減となっております。

次に、187 ページをお願いいたします。

このページから最終ページまでは財産に関する調書であり、公有財産や基金などの令和 3 年度中の増減をお示ししております。

187、188 ページの公有財産の(1)土地・建物につきましても、令和 3 年度中の増減欄に数字が入っておりますが、これらの詳細はピンク色の表紙の令和 3 年度主要な施策の成果に関する説明書の一番最後のページ、67 ページに内訳を掲載しておりますので、決算書と併せまして後ほどのお目通しをお願いいたします。

なお、端数処理の都合上、一致しない部分があることをあらかじめ御了承願います。

それでは、資料を替えまして、別冊で表紙が黄色の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、こちらで説明をさせていただきます。

1 ページ、2 ページ、お願いいたします。

一般会計及び特別会計の決算の概要を簡潔にまとめております。一般会計においては、亜炭

鉦跡防災対策事業費の減額などにより、歳入歳出ともに前年度を下回っております。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

一般会計の決算総括表の歳入です。

歳入決算額は、先ほども申し上げましたが、収入済額（C）欄の歳入合計欄に表示してあるとおり、89 億 9,314 万 7,373 円です。対前年度 45 億 685 万 3,929 円の減、率にして 33.4%減額しました。

それでは、前年度決算額と比較し、増減額が大きいもの、特徴的なものを中心に款ごとに説明をいたします。

款 01 町税では、前年度と比較し 1 億 2,192 万円ほどの減額となっています。主な要因は、町民税個人分や固定資産税の減収によるものです。

少し行を飛びまして、款 13 分担金及び負担金です。対前年度比 1,503 万 6,548 円の減、率にして 37%の減となりました。減額の主な要因は、共和中学校 I C T 支援事業費負担金の減や老人ホーム措置者人数の減に伴う負担金の減によるものなどです。

次に、款 15 国庫支出金です。対前年度比では、15 億 2,968 万円ほどの減となりました。減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策のために実施した特別定額給付金給付事業に係る補助金の皆減や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減などによるものです。

次にその下、款 16 県支出金です。対前年度比では 5,339 万円ほどの減となりました。減額の主な要因は、団体営ため池機能廃止事業補助金の皆減や農業農村整備事業補助金の減などによるものです。

次の款 17 財産収入では、3,352 万円ほどの減となりました。主な減の要因は、町有土地売却収入の減によるものです。

次の款 18 寄附金は 1,239 万円ほどの増となりました。これは、ふるさとみたく応援寄附金の伸びによるものが主な要因です。

次に、款 19 繰入金です。対前年度で 2 億 3,570 万円ほどの増となりました。これは、土地開発基金の廃止等に伴うものや、ふるさとみたく応援寄附金繰入金の増によるものです。

次に、2 つ下に飛びまして、款 21 の諸収入です。対前年度比で 33 億 3,119 万円ほどの減額となりました。減額の主な要因は、亜炭鉦跡防災対策事業助成金の減によるものです。

次に、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

歳出です。

支出済額（B）欄の合計欄、一般会計の歳出総額は、繰り返しになりますが、87 億 2,460 万 2,653 円となりました。前年度と比較して 43 億 7,888 万 9,867 円の減、率にして 33.4%の

減、歳入同様減額しております。

歳出についても、前年度決算と比較し、増減額が大きいものを中心に御説明申し上げます。

まず上から2段目、款02 総務費ですが、対前年度比で12億9,815万円ほどの減となりました。減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別定額給付金事業で18億2,430万円皆減しているほか、ふれあいバス購入費の皆減、誘致企業奨励金の減などです。

次にその下、款03 民生費ですが、対前年度比で4億3,586万円ほどの増額となりました。増額の主な要因は、子育て世帯臨時特別給付金や非課税世帯等臨時特別給付金など、主に新型コロナウイルス感染症拡大に係る給付金事業の増によるものです。

款04 の衛生費は1億3,399万円ほどの増となりました。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の皆増やワクチン接種体制確保事業の増が主な増要因となっております。

次に、款09 消防費ですが、対前年度比で34億3,294万円ほどの減額となりました。これは、亜炭鉱跡対策に係る事業費の減や防災行政無線更新工事費の皆減などによるものです。

次に、款10 教育費ですが、対前年度比で2億8,654万円ほどの減となりました。これは小・中学校におけるタブレット端末の購入費や学校情報通信ネットワーク環境整備事業の皆減や、小・中学校の空調設備整備事業費の減などによるものです。

最後に、款11 災害復旧費ですが、対前年度費で2,555万円ほどの増となっております。これは、特定鉱害復旧事業の増額や豪雨に伴うため池の災害復旧事業の皆増などによるものです。

ページ飛びまして、19ページをお願いいたします。

この19ページから24ページまでが町税等の収納状況表です。税目ごとにそれぞれ調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額をお示ししております。

次に、25ページをお願いいたします。

このページから30ページにかけて、節別の執行状況表を掲載しております。

次に、31ページをお願いします。

31ページから36ページは人件費等明細表です。予算科目ごとに職員数、人件費及び賃金の決算額が載せてあります。備考欄には、それぞれの報酬の支払い対象者の内訳を掲載しております。

37、38ページをお願いいたします。

こちらは各会計の過去10年間にわたる歳出決算額の推移です。

次に、39ページをお願いいたします。

地方債の年度末残高の一覧であり、事業区分ごとに借入金額、償還金額、年度末残高を載せております。

令和3年度一般会計におきましては、新たに5億1,640万4,000円の借入れをしまして、元

金4億9,391万8,000円を償還していますので、差引年度末残高は55億7,529万6,000円で、前年度より2,248万6,000円、率にして約0.4%の増となっております。

40 ページは、地方消費税交付金のうち社会保障財源化分の使途状況と入湯税の使途状況をお示ししております。

41、42 ページをお願いいたします。

地方自治法第241条第5項の規定により、特定の目的のため設置された定額運用基金の令和3年度における運用状況の報告です。

上段は、土地開発基金の運用状況に関する調書です。

一番上の表、基金の積立状況を御覧ください。

左から順に、前年度末現在高は、土地分として197万1,437円、現金分として1億9,924万652円、合計して2億121万2,089円でした。そこから令和3年度中の増減として、現金分の増が4,632円、これは利息収入によるものです。その隣、土地分の減としては、土地1,091平方メートル、額にして197万1,437円が減となっています。また、新庁舎等の用地分や廃止に伴いまして、現金1億9,924万652円を繰入れしましたので、減となり、結果、令和3年度末の現在高はいずれもゼロ円となりました。

43、44 ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策費について、各節別、所属別に表記した資料となっております。

45、46 ページをお願いいたします。

令和2年度から令和3年度に繰り越した事業の決算額とその財源となった歳入の決算額をお示しする資料となっております。

最後に別冊でピンク色の表紙のつづりですが、主要な施策の成果に関する説明書です。

また、この後、御報告いただけると思いますが、監査委員による決算審査意見書つづりを別冊でお配りしておりますので、併せてお目通しをお願いいたします。

以上で、認定第1号 令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、認定第2号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、認定第2号、第3号、第4号の3件を続けて御説明させていただきます。

初めに、認定第2号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

決算説明の前に、国民健康保険の現況についてお話をさせていただきます。

ピンク色の表紙、主要な施策の成果に関する説明書58ページをお願いいたします。

なお、この後の後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計につきましても、決算説明の前にこの主要な施策の成果に関する説明書にて現況をお話しさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、58ページ上段、四角の枠です。

令和3年度末の被保険者数は3,933人、対前年度52人の減、世帯数は2,499世帯、対前年度5世帯の減、後期高齢者医療保険への移行などの影響により、令和3年度も被保険者数など減少をしております。保険給付費を被保険者数で割った1人当たりの平均給付費は39万3,000円で、対前年度、約3万7,000円の増額となっております。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策による医療控えが収まってきたことが要因であると考えております。

それでは、決算について説明をさせていただきます。

決算書の137ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額が22億3,104万8,841円、歳出総額が21億6,070万4,198円となり、実質収支額は7,034万4,643円となりました。

詳細について説明をさせていただきますので、黄色の表紙、令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書の9ページをお願いいたします。

歳入です。

款01国民健康保険税ですが、収入済額は4億2,746万2,238円で、対前年度773万8,344円の増となりました。

収納状況の説明をさせていただきますので、21ページをお願いいたします。

最下段の国民健康保険税ですが、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年度分と滞納繰越分を合わせた全体の収納率は82%となり、対前年度3%の増となりました。

国民健康保険税の不納欠損につきましては31人、858万1,687円の処分を行いました。

収入未済額につきましては8,524万9,360円、収納率等の向上もあり、対前年度2,014万8,625円の減となりました。

9ページにお戻りください。

款03県支出金は、歳出における保険給付費等に対する交付金で16億6万1,228円、医療費

などの増額に伴い、対前年度 1 億 2,454 万 210 円の増となりました。

款 07 諸収入の不納欠損、収入未済額につきましては、もう一度申し訳ありませんが、23 ページをお願いします。

一番上の段の一般被保険者第三者納付金、その下、一般被保険者返納金の欄になります。不納欠損につきましては、上から 2 段目の一般被保険者返納金、過年度分の 13 人を処分いたしました。収入未済額につきましては、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金を合わせ 63 万 6,353 円、対前年度 23 万 4,113 円の減となりました。

もう一度 9 ページにお戻りください。

款 08 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免に対する補助で 174 万 5,000 円、対前年度 92 万 4,000 円の増となりました。

11 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 02 の保険給付費は 15 億 4,854 万 6,243 円で、新型コロナウイルス感染症対策による医療控えが収まってきたことなどから、対前年度 1 億 2,898 万 8,061 円の増となりました。

款 03 国民健康保険事業費納付金は、県より算定された医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の事業費納付金につきまして、国民健康保険税などを財源とし県に納付するものですが、こちらは 4 億 7,665 万 49 円、医療費の増額により対前年度 413 万 1,798 円の増となりました。

款 04 保健事業費は、特定健診事業、特定健診受診勧奨事業などによるもの 2,269 万 5,910 円です。特定健診受診勧奨件数の減、また令和 2 年度に行った医療費分析調査は令和 3 年度なかったことなどにより、対前年度 56 万 139 円の減となりました。

款 05 基金積立金は、国民健康保険基金へ 6,317 万 2,841 円の積立てを行いました。年度末残高では 3 億 4,341 万 125 円となっております。

款 06 諸支出金は、令和 2 年度繰越金に伴う一般会計への繰出金など 3,174 万 9,399 円、対前年度 2,018 万 2,101 円の増となりました。

主なもののみ説明させていただきましたが、後ほどほかの資料も含めてお目通しをお願いいたします。

以上で、認定第 2 号 令和 3 年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

次に、認定第 3 号 令和 3 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

こちらも決算説明の前に現況をお話しさせていただきますので、ピンク色の表紙、主要な施

策の成果に関する説明書 61 ページをお願いいたします。

令和 3 年度末の後期高齢者医療被保険者数は 2,828 人、対前年度 14 人の増、高齢化に伴い毎年増加をしている状況でございます。

それでは、決算の説明をさせていただきます。

決算書 151 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、令和 3 年度の歳入総額は 2 億 4,546 万 4,748 円、歳出総額は 2 億 3,936 万 6,248 円で、実質収支額は 609 万 8,500 円となりました。

詳細について説明させていただきますので、黄色い表紙の歳入歳出決算に関する説明書 13 ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款 01 保険料は、収入済額 1 億 7,076 万 9,100 円で、対前年度 132 万 300 円の減となりました。

収納状況につきまして説明させていただきますので、23 ページをお願いいたします。

上から 3 段目、後期高齢者医療保険料の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、滞納繰越分を合わせた全体の収納率は 99.7%、前年度と変わりはありませんでした。

後期高齢者医療保険料の不納欠損につきましては 1 人、15 万 5,500 円の処分を行いました。

収入未済額につきましては 34 万 1,600 円、対前年度 23 万 600 円の減となりました。

それでは、13 ページにお戻りください。

款 03 後期高齢者医療広域連合支出金は、保健事業に対する広域連合からの委託料で 565 万 6,178 円、すこやか健診などの受診率向上などにより、対前年度 44 万 9,816 円の増となりました。

款 04 繰入金は、事務費、保健事業費などに対する一般会計からの繰入金で 6,137 万 8,118 円、基盤安定負担金の増額などにより、対前年度 55 万 7,741 円の増となりました。

次に下段、歳出です。

款 02 後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療保険料や基盤安定負担金などを広域連合に納付するもので 2 億 2,965 万 2,018 円、基盤安定負担金の増額などにより対前年度 41 万 7,141 円の増となりました。

款 03 保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診などの事業費で 618 万 5,474 円、健診受診率の向上などにより対前年度 32 万 2,142 円の増となりました。

主なもののみ説明させていただきましたが、後ほどほかの資料も含めてお目通しのほどよろしくお願いをいたします。

以上で、認定第 3 号 令和 3 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

の説明を終わります。

最後に、認定第4号 令和3年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

介護保険特別会計につきましては、令和3年度も保険事業勘定と介護サービス事業勘定に分けて執行させていただきました。

では、こちらにも決算の前に現況についてお話をさせていただきます。

主要な施策の成果に関する説明書63ページをお願いいたします。

上段、四角の枠です。令和3年度末の第1号被保険者数は5,811人、対前年度33人の増、第1号被保険者の要介護認定者数は951人、対前年度11人の増、要介護認定率は16.4%、対前年度0.1%の増となりました。

それでは、保険事業勘定の決算から説明させていただきます。

決算書175ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額が19億5,867万6,846円、歳出総額が18億3,087万9,333円となり、実質収支は1億2,779万7,513円となりました。

詳細について説明させていただきますので、黄色表紙の歳入歳出決算に関する説明書15ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款01保険料ですが、収入済額4億6,394万3,767円で、対前年度6,397万9,017円の増となりました。こちらは、第8期介護保険事業計画、介護保険の月額標準保険料の改定による増額となっております。

収納状況についてお話しさせていただきますので、23ページをお願いいたします。

最下段、介護保険料ですが、特別徴収分と普通徴収分の現年度分、滞納繰越分を合わせた全体の収納率は98.4%で、対前年度0.5%の増となりました。

介護保険料の不納欠損につきましては48人、198万380円の処分を行いました。

収入未済額につきましては536万2,233円、収納率の向上などもあり、対前年度84万6,577円の減となりました。

それでは、15ページにお戻りください。

款03国庫支出金は3億6,777万6,648円で、調整交付金の減額などにより、対前年度2,114万8,007円の減となりました。

款04の支払基金交付金は4億5,198万4,000円で、介護予防事業分の地域支援事業交付金上限額の増額により、対前年度771万1,000円の増となりました。

款05の県支出金は2億4,876万5,175円で、対前年度785万6,228円の減となりました。

款 06 繰入金は、事務費、介護給付費、地域支援事業費などに対する一般会計からの繰入金、また、サービス事業勘定繰入金 2 億 6,322 万 3,830 円で、対前年度 871 万 2,741 円の減となりました。

次に下段、歳出です。

款 02 保険給付費は 15 億 9,208 万 4,511 円で、対前年度 5,691 万 4,227 円の増となりました。

款 04 諸支出金は、令和 2 年度の国・県などの負担金の精算による償還金など 1 億 2,475 万 7,433 円で、対前年度 3,420 万 6,863 円の増となりました。

款 05 地域支援事業費は 8,516 万 1,051 円で、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策など介護予防事業などの事業日数が少なくなりましたが、令和 3 年度は事業中止期間も令和 2 年度よりは短く、事業が実施できたことなどにより対前年度 1,018 万 3,531 円の増となりました。

続きまして、サービス事業勘定について説明をさせていただきます。

決算書の 185 ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額が 764 万 3,703 円、歳出総額が 483 万 2,653 円となり、実質収支額は 281 万 1,050 円となりました。

では、詳細について説明させていただきますので、黄色い表紙の歳入歳出決算に関する説明書 17 ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款 01 のサービス収入は、介護予防ケアプラン作成に係る手数料で 726 万 2,890 円、介護予防ケアプラン作成件数が 1,603 件、対前年度 114 件の増となり、対前年度 68 万 8,430 円の増となりました。

款 02 諸収入は、地域包括支援センターの住宅改修申請業務に対するもので 3,000 円。

款 05 の県支出金は、ケアプラン作成用のタブレット端末購入に対する県補助金で 7 万 4,000 円となっております。

次に下段、歳出です。

款 01 事業費は 339 万 4,840 円で、介護予防プラン作成に対する委託料の減額などにより、対前年度 12 万 5,807 円の減となりました。

款 02 諸支出費は、保険事業勘定への繰出金 143 万 7,813 円で、対前年度 307 万 6,564 円の減となりました。

主なもののみ説明をさせていただきましたが、後ほどほかの資料も含めてお目通しのほどよろしく願いをいたします。

以上で、認定第 2 号、第 3 号、第 4 号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いを

いたします。

議長（高山由行君）

続きまして、認定第5号 令和3年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第6号 令和3年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

それでは、上下水道課所管の上程議案2件について御説明させていただきます。

議案書は2ページになります。

今回上程いたしました認定第5号及び認定第6号は、いずれも事業会計の決算について、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により議会の議決及び認定を求めるものであります。

初めに、認定第5号 令和3年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたしますので、別冊の水色の表紙、水道事業会計決算書を御用意願います。

まず、令和3年度の水道事業の概要から御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

3. 業務の(1)業務量です。

2の年度末給水件数は、当年度6,640件で、前年度比52件の増加となりました。続きまして、6の年間総配水量は215万2,607立方メートル、7の年間有収水量は191万2,164立方メートルとなり、8の年間有収率は88.8%、前年度比では1.5ポイントの低下となりました。

続きまして、決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

令和3年度御嵩町水道事業決算報告書でございます。

表の左側の区分、右ページの決算額にて御説明いたします。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入の第1款水道事業収益の決算額は6億1,571万3,177円です。このうち第1項の営業収益は、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業の使用料減少による水道使用料収入の減少などにより4億8,265万8,958円。

第2項営業外収益は、長期前受金戻入などで1億3,305万4,219円。

第3項の特別収益はございませんでした。

次に支出です。

第1款水道事業費用の決算額は5億7,034万9,018円です。このうち第1項の営業費用は、県水受水費、減価償却費などで5億5,909万361円。

第2項の営業外費用は、企業債利息、消費税などで1,125万8,657円。

第3項の営業損失及び第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

こちらは資本的収入及び支出です。

収入から御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は2,662万167円です。このうち第1項の出資金は、新庁舎等整備関連事業に対する一般会計からの出資金で422万4,000円。

第2項の負担金は、下水道会計負担金や給水申込金などで2,239万6,167円。

第3項の補助金はございませんでした。

次に支出です。

第1款の資本的支出の決算額は1億183万9,352円です。このうち第1項の建設改良費は、繰越工事の北切地区面整備（第1工区）移設工事、通常工事の南山台東ポンプ場ほかテレメータ更新工事などで8,973万2,735円。

第2項の償還金は、企業債元金償還金で1,210万6,617円です。

欄外の補填説明でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,521万9,185円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金にて補填いたしました。

次に、5ページをお願いします。

損益計算書です。

消費税及び地方消費税は抜きになっております。

当年度の純利益は、下から4行目に記しました3,897万7,461円となりました。これに前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を合わせた当年度未処分利益剰余金は8,745万3,257円です。

次の6ページは剰余金計算書となります。後ほどお目通しいただき、7ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書です。

先ほど5ページの損益計算書にて御説明いたしました当年度未処分利益剰余金8,745万3,257円のうち、議会の議決による処分数として3,897万7,461円を建設改良積立金に積み立て、1,210万6,617円を資本金へ組み入れようとするものであります。

以降、8ページ、9ページには貸借対照表、事業報告書及び附属書類として10、11ページには事業の概況、12ページは改良工事の概況、13ページからは業務内容を掲載しております。

17 ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

令和3年度中の現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示したもので、最下段の資金期末残高は4億7,073万9,299円となりました。

18 ページから 20 ページは収益費用明細書、21 ページは資本的収入及び支出、22 ページから 23 ページは固定資産明細書、24 ページは企業債明細書です。令和3年度末の未償還残高は、表の一番下段、1億2,078万9,596円となります。

25 ページは注記、26 ページから 27 ページは消費税及び地方消費税額算出表となります。

以上で、認定第5号 令和3年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を終わります。

続きまして、認定第6号 令和3年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたしますので、別冊のピンク色の表紙、下水道事業会計決算書を御用意願います。

まず、令和3年度の下水道事業の概要から御説明します。

13 ページをお願いします。

3. 業務の(1)業務量です。

2の処理区域内人口は当年度1万3,882人で、前年度比166人の減少となりました。続きまして、6の年間汚水処理水量は173万8,516立方メートル、7の年間有収水量は114万7,535立方メートルとなりましたので、8の年間有収率は66.0%、前年度比では5.4ポイントの低下となりました。

続きまして、決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

令和3年度御嵩町下水道事業決算報告書でございます。

表の左側の区分、右ページの決算額にて御説明いたします。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入です。

第1款下水道事業収益の決算額は6億6,536万8,696円です。このうち第1項の営業収益は、下水道使用料収入などで2億496万8,006円。

第2項営業外収益は、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入などで4億6,040万690円でした。

次に支出です。

第1款下水道事業費用の決算額は5億8,204万3,699円です。このうち第1項の営業費用は、減価償却費、流域下水道維持管理負担金、委託料などで5億264万616円。

第2項の営業外費用は、企業債利息などで7,919万1,163円。

第3項の特別損失は21万1,920円。

第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

こちらは資本的収入及び支出です。

収入から御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は2億7,887万2,200円です。このうち第1項の企業債は、下水道事業債で3,460万円。

第2項の出資金は、一般会計からの出資金2億1,570万4,500円。

第3項の他会計補助金は、一般会計からの補助金1,057万2,000円。

第4項補助金は、下水道整備に伴う国の補助金などで1,097万5,000円。

第5項受益者負担金及び分担金は、下水道整備に伴う受益者負担金などで702万700円です。次に支出です。

第1款の資本的支出の決算額は5億9,337万6,290円です。このうち第1項の建設改良費は、繰越工事の北切地区面整備（第1工区）工事や、通常工事の新庁舎等整備関連下水道非開削補強工事などの工事請負費、また流域下水道事業建設負担金などで1億7,907万343円。

第2項の償還金は、企業債元金償還金で4億1,430万5,947円です。

欄外の補填説明でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億1,450万4,090円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び当年度利益剰余金処分額で補填いたしました。

次に、5ページをお願いします。

損益計算書です。

消費税及び地方消費税は抜きになっております。

当年度の純利益は、下から4行目に記しました7,051万2,013円です。その他未処分利益剰余金変動額が1億889万3,048円であり、一番下の行の当年度未処分利益剰余金は1億7,940万5,061円となります。

次の6ページは剰余金計算書となります。後ほどお目通しいただき、7ページをお願いします。

剰余金処分計算書です。

先ほど5ページの損益計算書にて御説明いたしました当年度未処分利益剰余金1億7,940万5,061円のうち、議会の議決による処分額として7,051万2,013円を減債積立金に積み立て、1億889万3,048円を資本金へ組み入れようとするものであります。

以降、8ページ、9ページには貸借対照表、事業報告書及び附属書類として10、11ページには事業の概況、12ページには改良工事の概況、13ページからは業務内容を掲載しております。

16ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

令和3年度中の現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示したもので、最下段の資金期末残高は9,588万5,167円となりました。

17ページから18ページは収益費用明細書、19ページは資本的収入及び支出、20ページから21ページは固定資産明細書、22ページから26ページは企業債明細書です。

26ページに令和3年度末の未償還残高を記載しております。表の一番下段、39億2,029万9,730円となります。

27ページは注記、28ページから29ページは消費税及び地方消費税額算出表となります。

以上で、認定第6号 令和3年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を終わります。

2件の議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで監査委員より、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしていただきます。

監査委員 安藤信治君。

監査委員（安藤信治君）

令和3年度決算審査の意見書つづりというページを開いてください。

その1ページです。

御嵩町長 渡邊公夫様、御嵩町監査委員 安藤雅博、それから私、安藤信治で、2人で監査をしております。安藤雅博さんは6月の定例会で再任されて、また頑張ってやっておられますので、よろしくお願ひしたいと思います。

令和3年度各会計歳入歳出決算の審査意見についてということで、地方自治法第233条第2項の規定により、令和3年度各会計歳入歳出決算書及び証拠書類その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

その下に行きまして、審査の概要としましては、審査対象は御覧の4件でございます。

それから、審査の期日としまして、令和4年8月2日、3日、4日、3日間かけてやらせていただいております。

審査の手続については、下の丸、3番あるんですけど、予算の執行は適正かつ効率的に行わ

れているか、決算の計数は正確であるか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかということに主眼に置いてさせていただきました。

次の2ページに行きまして、審査の結果ですが、その下の3項目あるんですが、①予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認められた。それから②ですが、決算の計数は正確であると認められた。③財産の取得、管理及び処分は適正に行われていると認められた。

総括についてはお目通しをいただきたいと思います。

それから、その下に行きまして、意見の中の共通事項ですが、2つ目の◎収納管理について、令和2年度末収入未済額と令和3年度の滞納繰越額が一致しているか、これは過去ちょっとあまり合っていなかった部分がありましたが、安藤代表監査委員のほうで熱心にやられまして、数値的には正確に処理されております。幾つかの科目にて不一致している部分もあるんですが、そういったものについては説明を求めまして、いずれも理由が明確に示されましたので、認めております。

それから、その下の不納欠損処理についてですが、いろいろな決算書を見られるとお分かりですが、不納欠損が多少増えておりますが、不納欠損については決算書類から最後の財務会計の処理とか、そういったものまでチェックしまして、数値的にはきっちりやっておると認めております。

それからもう一点、これはなかなか今までできていなかったんですけど、滞納処分に当たり、滞納の手続の足跡といいますか、そういったものがデータ化されておまして、そういったものも含めまして、これはどうしようもないなというような、照合ができないなという判断に至ったものについては、そういったことで正当な手続を取って不納欠損をやっておるということを確認しております。

それから、あと各課に対する意見ということではお目通しをいただきたいと思います。

それから、5ページに行きまして定額資金、これは先ほどもありましたが、土地開発基金と国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用について監査をしました結果、適正に処理されているものと認めております。

それから、次のページへ行きまして水道事業ですが、これも8月4日に監査をしております。

一番下、6ページの(1)ですが、決算の内容を見ると、令和3年度においては供給単価が222.03円ということで、下回ったことにより経営状態は保たれているという判断で審査結果を報告させていただきます。

7ページはお目通しを願いたいと思います。

それから、8ページは下水道事業会計ですが、これも8月4日に監査をしております。

収納率等の分も多少ありますが、そういったことについても下がってくる部分も理由を聞き

まして、今後収納率の向上等を上げていただくようお願いして監査を終わっております。

以上、総体的に、数字的には適正に全ての会計において処理されていることを確認しておりますので、以上、監査の意見として報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

監査委員におかれましては、3日間の監査御苦労さまでした。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は11時5分とします。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

続きまして、人事案件のほうに参ります。

議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

この議題につきましては、地方自治法第117条の規定によって、1番 清水亮太君の退席を求めます。

〔1番 清水亮太君 退場〕

それでは、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明申し上げます。

議案つづり3ページをお願いします。

御嵩町の人権擁護委員5名のうち、1名の方が辞職され、欠員となっております。

新たに就任していただく方は、清水則宏さん、昭和28年6月5日生まれ、御嵩町井尻49番地4であります。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は令和5年1月1日から3年間であります。

資料つづり1ページ掲載の履歴書にお目通しの上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

説明が終わりましたので、1番 清水亮太君は議場の議席へ着席してください。

〔1番 清水亮太君 入場・着席〕

次に、議案第 43 号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

続きまして、議案第 43 号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明いたします。

議案つづり 4 ページをお願いします。

現在、教育委員の中瓦智子さんは、この 9 月 30 日をもって任期満了となります。引き続き再任をお願いしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

生年月日は昭和 29 年 9 月 26 日、住所は御嵩町御嵩 2192 番地 221、任期は令和 4 年 10 月 1 日から 4 年間であります。

資料つづり 2 ページ掲載の履歴書にお目通しの上、審議をお願いいたします。

議長（高山由行君）

続いて、補正予算関係に入ります。

議案第 44 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第 44 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について御説明いたします。

補正予算書つづりをおめぐりいただきまして、ピンク色の表紙の裏面、1 ページを御覧ください。

第 1 条第 1 項におきまして、歳入歳出予算の総額に 6,940 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 111 億 6,040 万 8,000 円とする旨規定しています。

第 2 条では、債務負担行為の補正について、第 3 条では、地方債の補正について規定しています。

それでは、5 ページをお願いいたします。

第 2 表 債務負担行為補正です。

今回、債務負担行為を追加する事項は 2 点です。

1 点目は、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）運営費補助金、期間は令和 5 年度から令和 7 年度まで、限度額を 2 億 1,000 万円としています。この債務負担行為は、今年度までの現在の協

定期間を3年延長することに伴うものです。

2点目、可茂消防事務組合御嵩分署移転用地取得業務、期間は令和4年度から令和6年度まで、限度額を9,558万5,000円としています。これは分署移転用地から亜炭空洞が確認されたことから、対策工事を実施するため2年間の契約期間延長が必要となったものです。

債務負担行為の変更は、岐阜県土地開発公社借入金（可茂消防事務組合御嵩分署移転用地取得業務）に対する債務保証、期間は令和4年度から令和6年度まで、限度額は8,868万4,000円及び借入額に係る利息支払分です。用地取得業務と同様、2年間の契約期間延長が必要となったものです。

6ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正です。

今回追加する現年単独災害復旧事業は、7月の大雨の際に、上之郷38号線のり面の一部が崩れたことによる災害復旧事業に充てるものです。

今回変更する臨時財政対策債は、今年度の臨時財政対策債発行可能額が決定したことによる補正で、限度補正前1億2,000万円から2,018万6,000円減の9,981万4,000円とするものです。起債の方法、利率、償還方法に変更はございません。

次に、歳入の補正について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款10 地方特例交付金1,306万9,000円及び款11 地方交付税2億5,281万1,000円は、交付額確定による増額です。

款16 県支出金、項01 県負担金、目01 民生費県負担金は、国民健康保険税本算定に伴い、国民健康保険基盤安定負担金1,075万4,000円の減額。

項02 県補助金、目01 総務費県補助金は、電源立地地域対策交付金交付決定による55万3,000円の増額。

10ページをお願いいたします。

款16 県支出金、目04 農林水産業費県補助金は、新規就農者に対する就農支援のための補助金141万7,000円、燃油価格高騰の影響を受けやすい施設園芸農家への施設整備に対する補助金268万4,000円の増額。

款19 繰入金、目01 財政調整基金繰入金は今回の補正に伴う財源調整です。

款19 繰入金、項02 特別会計繰入金は令和3年度決算に基づく繰入れで、3つの会計合わせまして3,585万2,000円の繰入金を計上しています。

11ページをお願いいたします。

款20 繰越金は、特別会計の令和3年度繰出金精算等に伴う繰入金2,881万7,000円の増額

です。

款 21 諸収入、目 05 雑入のうち節 02 民生費雑入は、令和 3 年度の後期高齢者医療療養給付費負担金と低所得者保険料軽減負担金の精算返還分 1,129 万 1,000 円の増額。

節 07 消防費雑入は、可茂消防事務組合御嵩分署移転用地において亜炭鉱跡対策を実施するため、県土地開発公社への支払いが延長になったことによる 9,558 万 5,000 円の減額と、亜炭鉱廃坑調査設計業務の実施に伴う 988 万 9,000 円の増額。

款 22 町債は、先ほど地方債補正で御説明したとおりです。

続いて、歳出について御説明いたします。

12 ページをお願いいたします。

今回、4 月の人事異動に伴う給与費の補正を行っておりますが、こちらについては説明を省略いたします。

款 02 総務費、目 05 財産管理費、節 14 工事請負費は、劣化・破損している希らり館の外壁・屋根を補修するための工事費 726 万円の増額。

目 06 庁舎整備費、節 13 使用料及び賃借料は、新庁舎用地適正管理のための草刈り等に要する機械等借上料 40 万円の増額です。現状、田んぼの田面が耕作放棄地のような状態であるため、転用事業者である町が責任を持って維持管理するため予算計上をするものです。

目 15 諸費は、令和 3 年度分の国・県補助金の還付見込みに基づく還付金 2,000 万円の増額。

目 16 基金費は、福祉向上基金に 5,000 万円、財政調整基金に 7,500 万円の計 1 億 2,500 万円を積み立てるものです。

14 ページをお願いいたします。

款 03 民生費、目 02 国保年金事務等取扱費、節 27 繰出金は、国保税本算定による基盤安定繰出金 1,433 万 8,000 円の減額と令和 3 年度決算の精算による過年度繰出金の不足分 151 万 3,000 円の増額です。

目 05 介護保険費の節 27 繰出金は、令和 3 年度決算により過年度繰出金の不足額分の増額で、193 万 3,000 円の増額です。

16 ページをお願いいたします。

款 06 農林水産業費、目 03 農業振興費、節 18 負担金、補助及び交付金は、新規就農者に対する就農支援のための補助金 283 万 4,000 円の増額と、燃油価格高騰の影響を受けやすい施設園芸農家への施設整備に対する補助金 268 万 4,000 円の増額。

17 ページをお願いいたします。

款 08 土木費、目 01 土木総務費、節 14 工事請負費は、上恵土アンダーパスポンプ 1 基の不具合に対応するための修繕工事費 142 万 7,000 円の増額。

節 18 負担金、補助及び交付金は、ブロック塀等撤去等補助金の今後の申請見込みによる 56 万 6,000 円の増額。

目 02 道路維持費、節 14 工事請負費は、自治会要望等を踏まえた道路維持工事費 2,500 万円の増額。

目 02 河川維持費、節 13 使用料及び賃借料は、自治会要望を踏まえた河川、水路、土砂しゅんせつに対応するための機械等借上料 115 万円の増額です。

18 ページをお願いいたします。

款 09 消防費、目 03 消防施設費、節 12 委託料は、可茂消防御嵩分署移転用地の亜炭鉱廃坑調査設計業務の実施に伴う 988 万 9,000 円の増額。

節 16 公有財産購入費は、御嵩分署移転用地において亜炭鉱対策を実施するため、令和 4 年度中の支出が見込めないことに伴う減額です。

19 ページをお願いいたします。

款 11 災害復旧費、目 01 道路橋梁災害復旧費、節 14 工事請負費は、7 月の大雨の際に前沢公民館付近の上之郷 38 号線のり面の一部が崩れたため実施する復旧工事費 175 万円の増額です。

なお、20 ページから 22 ページには給与明細書、23 ページには債務負担行為調書、24 ページには地方債の現在高調書をおつけしておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第 44 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 45 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 46 号 令和 4 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 47 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第 45 号、第 46 号、第 47 号の 3 件を続けて御説明させていただきます。

初めに、議案第 45 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの中の黄色の表紙の裏面、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,233 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 22 億 6,633 万 9,000 円とするものです。

明細について説明をさせていただきます。

5 ページをお願いいたします。

歳入です。

款 01 の国民健康保険税は、本算定による補正で、当初令和 2 年度の決算を基に予算編成したものを本算定に伴い実数字へ変更したため、1,546 万 7,000 円の減額となります。

款 03 県支出金は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に対する交付金で、後ほど歳出で説明させていただきます傷病手当金と同額の 20 万円の増額となります。

6 ページをお願いいたします。

款 05 繰入金は、国民健康保険税の本算定に係る一般会計からの基盤安定繰入金及び特定健康診査等繰入金の精算に伴い、1,282 万 5,000 円の減額となります。

款 06 繰越金は、令和 3 年度の実質収支確定により 5,043 万 1,000 円の増額となります。

7 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 01 総務費、項 01 総務管理費は、国民健康保険情報データベースシステム改修により 16 万 5,000 円の増額となります。

款 02 保険給付費、項 06 傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金として 20 万円の増額となります。

8 ページをお願いいたします。

款 03 国民健康保険事業費納付金は、項 01 医療給付費分、項 02 後期高齢者支援金等分、項 03 介護納付金分ともに保険税の本算定、保険基盤安定繰入金に伴う財源内訳の変更となっております。

款 05 基金積立金は、令和 3 年度決算に伴う繰越金などを積み立てるため、1,117 万 3,000 円の増額となっております。

9 ページをお願いいたします。

款 06 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金は、令和 3 年度保険給付費等交付金の普通交付分の精算などに伴う償還金として 1,002 万 8,000 円の増額。

項 02 繰出金は、令和 3 年度出産育児一時金の精算に伴う一般会計への繰出金としまして 18 万 1,000 円の増額となります。

款 07 予備費は、歳入歳出額の調整により 59 万 2,000 円の増額となります。

以上で、議案第 45 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第 46 号 令和 4 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

について御説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの薄紫色の表紙の裏面、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,954万9,000円とするものです。

明細について説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款06繰越金は、令和3年度の実質収支確定により354万9,000円の増額となります。

下段、歳出です。

款04諸支出金は、令和3年度事務費繰入金の精算に伴う一般会計への繰出金といたしまして、22万6,000円の増額となります。

款05予備費は、歳入歳出額調整として332万3,000円の増額となります。

以上で、議案第46号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

最後に、議案第47号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

補正予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏面、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,728万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億7,828万2,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を931万8,000円とするものです。

それでは、保険事業勘定の明細から御説明をさせていただきますので、7ページをお願いいたします。

歳入です。

款01保険料は、介護保険料の本算定によるもので、各所得段階の人数変更などにより特別徴収分、普通徴収分を合わせて180万3,000円の減額となります。

款06繰入金、項01一般会計繰入金、目02、介護予防事業分の地域支援事業繰入金は、令和3年度の精算に伴い80万9,000円の増額。

目04低所得者保険料軽減繰入金も、令和3年度の精算に伴い112万4,000円の増額となり、項全体で193万3,000円の増額となります。

款06繰入金、項02介護サービス事業勘定繰入金は、令和3年度保険事業勘定の精算及び介護サービス事業勘定繰越金の繰入れで281万2,000円の増額となります。

8 ページをお願いいたします。

款 08 繰越金は、令和 3 年度実質収支確定により 1 億 1,434 万円の増額となります。

9 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 03 基金積立金は、令和 3 年度決算に伴う繰越金などを積み立てるため、5,500 万円の増額となります。

款 04 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金は、令和 3 年度の国・県支払基金からの負担金などを精算し、不用となった額を返還するために 2,646 万 7,000 円の増額となります。

款 04 諸支出金、項 02 繰出金は、令和 3 年度の介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金など一般会計からの繰入金の精算や、令和 3 年度決算に伴う繰り出しといたしまして 3,544 万 5,000 円の増額となります。

款 06 予備費は、歳入歳出調整として 37 万円の増額となります。

続きまして、介護サービス事業勘定の明細について説明させていただきます。

12 ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款 03 繰越金は、令和 3 年度実質収支確定により 261 万 8,000 円の増額となります。

下段、歳出です。

款 02 諸支出費は、令和 3 年度の介護サービス事業勘定繰越金の確定に伴い、保険事業勘定への繰り出しとして 281 万 2,000 円の増額となります。

款 03 予備費は、歳入歳出額調整により 19 万 4,000 円の減額となります。

以上で、議案第 45 号、第 46 号、第 47 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、条例等について行います。

議案第 48 号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

議案第 48 号 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 7 ページですが、資料にて説明いたしますので、資料つづり 3 ページをお願いいたします。

改正趣旨は、人事院規則の一部改正についての国の改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

概要は、育児休業の取得回数制限の緩和としまして、育児休業を現行1回までのものを原則2回まで取得可能とする。この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を現行1回までのものを2回まで取得可能とするものです。

また、子の出生の日から57日間以内の育児休業に係る請求期限の短縮につきましては、子の出生後8週間以内の育児休業について、請求期限を現行1か月前までのものを2週間前までに短縮するものです。

施行日は、令和4年10月1日です。

次の4ページから9ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で議案第48号の説明を終わります。

議長（高山由行君）

議案第49号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案その2、1ページをお願いいたします。

議案第49号 和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

和解及び損害賠償の相手方は記載のとおりとなります。

事故の概要は、令和4年7月12日火曜日午後5時頃、株式会社置田鉄工所岐阜工場におきまして、当該地東側駐車場に駐車していました車の上に町有地から生えていた木が倒れ、この車の屋根部分を破損したものです。

和解条項及び損害賠償の額は、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償額として74万円を払う。本件のほか、町、相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認するとするものです。

以上で議案第49号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで、時間調整のために暫時休憩をいたします。自席での休憩ということで5分程度にします。

午前11時36分 休憩

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第 5、議案の審議及び採決を行います。

議案第 42 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

この議題につきましては、地方自治法第 117 条の規定によって、1 番 清水亮太君の退席を求めます。

〔1 番 清水亮太君 退場〕

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 42 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決を行います。

本件に対する議会の意見については適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、本件に対する議会の意見については適任とすることに決定いたしました。

採決が終わりましたので、1 番 清水亮太君は議場の議席へ着席してください。

〔1 番 清水亮太君 入場・着席〕

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 43 号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 43 号 御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 43 号は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩をいたします。予定再開時刻は午後 1 時といたします。

午前 11 時 43 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

午前に引き続き会議を始めます。

議案第 44 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

今回、11 ページの歳入の雑入のところにも上がってきていますし、歳出では 18 ページの公有財産購入費と、それからその前の委託料、この件についてお伺いをいたします。

4点お伺いいたしますので、お願いいたします。

まず、この土地の名義は、中間省略登記とかいって県の土地開発公社が買ったわけですが、今、名義は御嵩町だということになっていてというふうに説明を聞いていますが、まず県の公社と町の間で依頼書というようなものがあるのかということが1点目です。

それから2点目ですけれども、空洞があるということで、この充填費用ですけれども、どこが負担するのかというのが2点目です。

それから3点目ですが、この土地を本当に組合が引き取るのかどうか。なぜかといいますと、最初2015年10月、組合は交差点の角地、今の予定地を最優先したいというふうに言っています。そして2016年、御嵩町が新庁舎を新庁舎予定地に建設するということを知った美濃加茂市長が、御嵩分署の新庁舎予定地に一緒に設置したいという申出がありました。それを町長は受入れをされました。そして2017年10月、議会の特別委員会で町長が消防署のほうは予定地から外すというふうに言われました。そして困った組合は、また元の交差点の角地というところになったわけです。

所有者から公社が土地を買ってから、ここを調査して、空洞があったということが分かったわけですけれども、そして今回再調査と、さらに細かく調査ということですが、要は、地権者が土地開発公社に売った時点で空洞の調査はしていませんでした。そして公社が買ってから、要は契約してから空洞があるということが分かったわけです。つまり、この土地は瑕疵がある土地だということが言えるわけですが、この地権者と公社との間で契約解除の条項が契約書の中にあるのかなのかということをお教えください。

以上4点です。お願いいたします。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの岡本議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、開発公社と町の間で書類的なものはあるのかというところですが、こちらですが、公共事業用地の先行取得に関する契約書という契約書を町と公社で交わしている状況にあります。

続きまして、2点目の充填費用についてはということですが、これは本来公社の造成工事に併せてお願いしたいところではあったのですが、公社では垂炭充填等はやったことがないので、無理ですというお答えをいただきましたので、こちらにつきましては町で設計を今年度し、来年度充填を行います。その費用につきましては、可茂消防から町に入ってまいりまして、一組ということで可茂管内の各市町村に分担金が回る形になります。

3点目の予定地の件ですけれども、ちょっとここをもう一度お願いしていいですか。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

3点目ですが、この土地を、この土地というのは、つまり空洞があるということが分かったわけですね。そして費用は国からも県からも出ないので、全額自分たちで払わなければいけないというこの空洞がある土地を、今は町の名義になっているということですが、本当に一部事務組合のほうがこの土地を引き取るのかということです。

その理由は、いろいろ変遷があって、またこの土地に戻ってきたわけですが、瑕疵のある空洞のある土地を買ってしまったということだったわけですね。そういった事情の中で、本当に組合のほうがこの空洞のある土地でいいのか、空洞じゃない土地を探してくれと言われるかもしれないじゃないですか。その点についての見解を伺います。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

お答えいたします。

一応こちらの場所につきましては、今回ボーリング調査の結果、充填する必要があったということも踏まえまして、可茂消防から管内各首長等に説明をさせていただきました。結果、いろいろ今の現庁舎に立てればいいんじゃないのかとか、いろいろな話も当然出てきたわけですが、現在のところ御理解いただけまして、充填した上で可茂消防御嵩分署を造っていくという方向で進んでおりますので、よろしく願いいたします。

あと、契約上ですが、今手元には公社と地権者さんとの契約書はちょっとないものですから、御嵩町役場と土地開発公社の契約書に基づいて説明させていただきますと、特に瑕疵云々ということはありませんが、契約に定めのない事項は、疑義が生じた場合等はその都度協議して進めるというような条項が書いてあるのみでありますので、御理解ください。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

そして、今中身については、疑義が生じた場合は解除できると書いてあるんですね。ちょっと確認ですが。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

あくまでも、疑義が生じた場合はその都度協議をするということが書いてあります。

議長（高山由行君）

岡本議員、2回まででお願いします。

そのほか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

補正予算書の16ページの農林水産業費の中の農業振興費ですけれども、補助金として2つの補助金が出ておりますが、もう少し詳細な説明をお願いしたいと思います。

議長（高山由行君）

農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

それでは、ただいまの大沢議員の御質問にお答えいたします。

まず1つ目のぎふ農業経営者育成発展支援事業補助金についてですが、これは新規就農者の支援事業として3名に支給するものであります。これは、岐阜県が制定したぎふ農業経営者育成発展支援事業実施要領の要件を満たす者に対して支援金を給付するものとなります。

対象となります事業種類が3種類ありまして、1つ目が新たに農業者となることを志向し、原則55歳未満が対象となる農業研修スタート型というのが1つ目。2つ目が、認定農業者や担い手リーダーなどを志向し、18歳以上55歳未満が対象となる経営チャレンジ型。3つ目が、6次産業化などを志向し、55歳以上60歳未満が対象となるキャリアチェンジ型というのが対象となります。1人当たりの支給金額は、最大で県が50万円、町は同額の50万円を単費で給付し、最大100万円となります。支給対象期間につきましては、最大で1年間、1回のみの給付となっております。

どういう人たちが対象になるかということですね。今回は、事業種類の1つ目の農業研修スタート型が1名、2つ目の経営チャレンジ型が2名、町内在住の計3名が対象となっております。

農業研修スタート型の対象者1名につきましては、岐阜県農業大学校に通う19歳の女性、令和5年度より町内の畜産農家に就職が内定しておりまして、農業大学の在学期間が研修期間となります。なお、この方は学校の長期休暇期間を除く10か月間が支給対象期間となるため、

支給額が 83 万 4,000 円となります。

あと残り 2 名ですが、経営チャレンジ型の対象者となります。1 人目は、上之郷地区で水稻の経営を開始された 43 歳の男性となります。既に引退されております上之郷地区の水稻の担い手のおいの方に当たりまして、この方の引退に伴いまして地盤を引き継ぎ、個人事業主として令和 4 年 1 月に開業しておられます。2 人目は、御嵩地区の担い手の法人の代表取締役の息子さんであります 25 歳の男性となります。令和 4 年 2 月から法人に従事者として就職しております。経営チャレンジ型の 2 名は、ともに対象期間が 1 年間のため、給付額はそれぞれ限度額の 100 万円となっております。

こちらは同事業の給付対象となる対象期間は最大で 1 年間、1 回のみでありまして、今回の給付で事業は終了となります。ただし、給付後も 2 年間の研修等の報告が必要になっておりますので、支援金を給付して終わりではなくて、彼らが御嵩町の農業の担い手として定着できるように、町としても支援をしていくところであります。

続いて、施設園芸省エネ設備導入支援事業補助金の説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、岐阜県が制定しました施設園芸省エネ設備支援事業実施要領に基づき、燃油価格高騰の影響を受けやすい施設園芸、いわゆるハウス栽培の事業者に対しまして、省エネルギーに資するハウス設備の導入に対する費用を支援いたします。補助率は、補助対象経費の 2 分の 1、残額は農家の自己負担となるため町費の支出はありません。どういう法人が対象かという点、町内の対象者が 2 者ありまして、施設園芸農家、1 者目は、御嵩町伏見の花弁・多肉植物の生産・販売を行っている有限会社、2 者目は御嵩町上恵土でトマトの生産・販売を行っている個人事業主となっております。補助金額は、それぞれ 1 者目 92 万 8,000 円、2 者目は 175 万 6,000 円となります。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

先ほどの岡本議員からの御質問の関連でありますけれども、いまいちよく分からないので教えていただきたいと思いますが、18 ページの設計委託料が 988 万 9,000 円、その下に土地購入費が 9,558 万 5,000 円、これは公有財産購入費ということで、この関連がいわゆる 5 ページの債務負担行為の 9,558 万 5,000 円、それからそれに伴って、それに関連するかと思いますが、その下の変更部分についての 8,868 万 4,000 円、この辺の絡みがちょっとよく分からないんですけど、今回 11 ページの雑入のところ、御嵩分署移転用地費で 9,558 万 5,000 円が減額と

いう形になっておりますけれども、この辺の取扱いをちょっと説明していただきたいと思うんですが、この一連をきちっと。それがまず第1点。

それから消防予定地、当時はバイパス沿いがいいかなあという安易な気持ちを持っておったんですけれども、土地の売買契約の後で地下調査をやるということで、これは所有権移転が2021年12月3日に土地所有者から御嵩町のほうへ土地の所有権移転がなされておる。その1週間後ぐらいに地下調査に入っておる。本来は、対象となる土地について、上に建てる建物の内容によっては、地下が安全であるかどうかというのは当然事前調査をやって、その上で大丈夫だということで通常売買に移行するというのが商取引の通例であります。もし、それをやらずに後から疑義が出た場合には、これは重要な瑕疵であるということから、売買契約の解消につながる重要事項であるということは、これはもう土地売買については当然のことです。その辺のいきさつ、売買契約がされてから地下充填、先ほどの説明ですと、用地を取得した後で県の土地開発公社が地下を調べていただきたいという要請があったというような、それらしいニュアンスの表現を言われたと思うんですが、それが事実なのかどうかということ、それからもう一つは、地下に空洞があるかどうかの調査というのは、あそこの場合は30メートルまでボーリングを打って調査しておるといって、相当費用がかかっていると思うんですが、この辺の調査費用というのはどういう形になっておるのかということですね。その辺の事情がもし分かれば教えていただきたい。

それから、これは私ちょっと不勉強で申し訳ないんですが、11ページの雑入の中に上げておられます988万9,000円、これはその後にも出てきますけれども、これは設計業務負担金ということになっておりますけれども、これはどういうものか。いわゆる土地造成についての設計業務なのかどうか、その辺の絡みですね。どういうものであるのかと、その辺の中身が分かれば、併せて教えていただければありがたいというふうに思います。

議長（高山由行君）

一番最初に質問した部分と一番最後に質問した部分の中で、11ページの今の部分をしっかり分かるように説明してください。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの谷口議員の御質問についてお答えいたします。

まず経緯としましては、令和3年度中に公社と契約いたしまして、今年度、令和4年度に造成工事が終わり、造成工事が終わった時点で今までかかった土地代ですとか、調査費用ですとか、造成費等、それを全て精算するという形で予算のほうに組んであります。18ページのほうの土地購入費等の金額につきましては、公社に御嵩町から払うんですが、同額で可茂消

防が御嵩町に払うという形になっておりました。これが今年度中できないということになりましたので、まず入りと出が切ったということです。

それに伴いまして、今年度、先ほど私説明しましたけれども、穴があったということでボーリング調査等をもう一回しながら充填の設計、来年度に行う充填工事の設計を今年度行うものです。こちらにつきましては、公社のほうでできないということでしたので、御嵩町で実施いたします。その御嵩町で実施する委託料を今回組んでおりますけれども、この設計委託料の金額については可茂消防のほうから入れていただけるということで、同額が入りのほうで今回組んであるという形になりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ボーリングを土地購入の前にするべきじゃなかったのかというお話ですけれども、あくまでも公社のほうとしましては、民地であるところに公費投入をするのはどうかというお話もありまして、まずはしっかり購入して、名義変わってから調査したいということで、公社のほうの調査費用の中でボーリング調査の実施をしたということが実情であります。一応建物のところの敷地の中の計画しております車の車庫部分並びに執務部分、そちらについて1か所ずつやっておいたほうがいいのではないかとということで、可茂消防と我々のほうで協議した上で、公社さんのほうで実施していただいたという経緯となりますので、よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

おおよそ経緯は分かりましたが、通例、土地の売買という場合には、本来は土地所有者のほうで地下に空洞があるというようなおそれがある場合は、これを表示しなきゃいけない。ひょっとしたら地下に空洞がありますよということを、これは告知義務として当然発生するわけですね。そういうことが通常の土地取引の場合にはなされなきゃいけない。それを言わずして取引をした。後から空洞が発見された。そういう場合は誰の責任になるかということ。実は契約をそのまま履行しようとするれば、発見された瑕疵についての補填というのは土地所有者がなされなきゃいけない。これが通例の取引業態です。そこはそれ以上は言いませんけれども、そういうものだという事は社会通念上、当たり前のことだと思います。

それからもう一点ですが、可茂消防事務組合が地下充填を含めた設計等について町のほうへ依頼されたということでもありますけれども、これは消防事務組合のほうでそういう若干疑念のある土地について、全て事務組合のほうとしては合意形成がされておるんですか。それから、当然そういう地下充填も含めて、そうすると平米単価にしてもかなり高いものになりますけれ

ども、それはいわゆる事務組合に参画する各自治体の合意がないと、これは承認されないんですが、その辺も確約はできておるんですか。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの谷口議員の御質問にお答えいたします。

一応こちらの件につきましては、こういう状況になったということで可茂消防事務組合のほうで各市町村長等、説明に回っていただきまして、御理解のほうをいただいておりますので、このまま進めていけると認識しておりますのでお願いいたします。

あと、最終的にこの現在の候補地に決まるときに、この場所にしますよというところで可茂消防との協議書を一応交わしております。その際に、御嵩町側から、この土地に対する重要事項として、ハザードマップ亜炭層深度分布図について15メートルより深く30メートル浅いと示してありますが、空洞の有無についてはボーリング調査などを実施しない限り判明しませんというような形で重要事項としてお示しした上で、その場所でいいですという形で可茂消防のほうから回答いただいて現在に至っているということですので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

これは御嵩町のミスでもなければ、一部事務組合のミスでもないと思うんですけど、基本的に御嵩町は当たり前のごとく、公共施設を造るときにはボーリング調査をします。ただ、よその自治体ですと、現実的な話でもないということで、双方がそこを詰めていなかったのは事実でありますけれど、今、課長が答えたように、文書上はしっかりとそろえてありますので、ただ御嵩町でどこへ持っていってもいいというものではありませんので、今の消防署から二、三百メートルの範囲で移動していくと。伏見に持っていくわけにも、上之郷へ持っていくわけにも、消防署である以上はできませんので、その中で、多分五、六か所候補地を出したと思いますけれど、一部事務組合のほうで決められたということでもあります。

今度一部事務組合の会議があつて、この件が議題に上がるようであつたら、私は、御嵩は少なくともそういうことをしなければ、今の署を移動させる場所はありませんということをおっしゃるを得ないですので、その辺りは理解を求めていくということになると思いますので、御理解よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

2点お願いします。

まず1点目ですけれども、17ページの道路維持工事費 2,500万円ということでかなりの金額を補正されておりますが、先ほど町長の挨拶にもありましたように、自治会要望の中でやっていただけるといことなんですけれども、この金額が多いわけですが、何件で、場所と、どのくらいの金額を配分してやられるのか、その点をちょっとお聞かせいただきます。

それからもう一点ですけれども、先ほど大沢議員からも質問がありました。16ページのぎふ農業経営者の育成発展支援事業補助金ということで283万4,000円ということで、お二人の方が100万円ずつの200万円、お一人の方が83万4,000円ということで16万6,000円ほど少ないわけですけれども、これは何か要件に満たない部分があったのか、その点をお聞かせいただくということと、それからこの3名の方、お一人100万円ずつもらえるわけですけれども、何かもらえる条件、何かそういったものがあるのでしょうか。先ほどちらっと話聞きましたけど、もう少し具体的にお聞かせください。

議長（高山由行君）

まず1点目、建設課長 石原昭治君。

建設課長（石原昭治君）

それでは、奥村議員の御質問の1点目のほうをお答えさせていただきます。

件数としましては5件、自治会等の要望がございまして、場所としましては本郷、送木、新木野、こちらの3件は道路改良のほうの事業になります。道路改良の事業として1,380万円、それからあと2件が舗装補修になります。こちらのほうは、工業団地と愛宕町のほうで舗装補修をしております。金額としては1,120万円の金額で、合計で2,500万円というふうになりますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

2点目、農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

それでは、質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目の、1人目の岐阜県農業大学に通う19歳の学生さんの関係なんですけど、先ほども説明をさせていただいたとおり、この方は学校の長期休業期間を除く10か月間が支給対象期間となるために83万4,000円というふうな金額になっておりまして、100万円にはなら

ないというふうな要件になります。

あと、どういう要件が該当するかといいますと、これも先ほど話をちょっとさせていただいたとおりなんですが、県のほうの要領に基づきまして、その要件を満たす者というふうになっています。その要件というのがいっぱいありまして、当然同一世帯の中に収入を伴う方が見えれば、当然支給金の対象とはならないですし、あと場所はどこで、どのような形態で就業するというか、研修等、就業するかというのいろいろな要件がありますので、ここで細かいことは差し控えたいと思いますが、そういう要件等いろいろ事前に審査させていただいて、対象になるという3名を今回計上させていただいたというふうで御理解いただきたいと思います。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

さっきの消防の土地について、ちょっと皆さんの意見を聞きたいので、ここで暫時休憩を求めて、別室で皆さんの意見をお聞きしたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

議長（高山由行君）

誰の意見を求めていますか。

2番（福井俊雄君）

今質問されなかった皆さんの意見です。議員全員の。

議長（高山由行君）

暫時休憩します。

午後1時30分 休憩

午後1時32分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

福井議員から、今、休憩の動議という形で発言がありましたので、これは1人でも成立すると思いますが、これについて賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

賛成の方がおられるということで、この動議は成立しましたので、ここで暫時休憩をして、皆さん控室のほうにお集まりください。

[「4人だけ」と呼ぶ者あり]

4人だけということ。そうなの。

[発言する者あり]

そういうことね。

暫時休憩いたします。

午後1時33分 休憩

午後1時45分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

質疑の途中でありましたので、質疑を続けます。

議案第44号に対する質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

歳出のほうで12ページですけれども、下のほうになります。庁舎整備費、使用料及び賃借料として機械借上料で40万円が補正として上げてあります。これは庁舎用の用地の草刈り代というふうにお聞きしましたが、誰がやるのか。あと、この中に人件費が含まれているのかという辺りをお聞かせください。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの安藤議員の御質問にお答えいたします。

予定しておりますのは、このエリアの水利組合の役員でもありますので、田中農機さんをお願いすることを予定しております。機械借上料ということで、運転する方込みでコンバインのほうを借りるという形をお願いしておりますので、お願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 44 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 45 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7 番 安藤雅子さん。

7 番（安藤雅子君）

8 ページになります。国保会計の。

一番下のところですが、基金に 1,117 万 3,000 円積み立てておられます。これは令和 3 年度の決算の余剰金かと思えますけれども、補正でここに積み立てるのはなぜなのかということと、基金に積み立てて、これは何のために使うために積み立てているのかということをお聞かせください。

議長（高山由行君）

安藤議員、最初ちょっと何ページのどこやということが分かりにくかったので、もう一回。

7 番（安藤雅子君）

すみません。国保会計の黄色い表紙の 8 ページの一番最下段の国民健康保険基金積立金のところで 1,117 万円を基金に積み立てておられますが、補正でこう積み立てられるというのは、今のこの時期になぜなのかという理由と、それから基金に積み立てられる理由です。使用目的が恐らくあると思うんですが、この場合。そこの辺りをお聞かせください。

議長（高山由行君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

では、ただいまの安藤議員の質問にお答えさせていただきます。

基金でございますが、今現在、岐阜県から納付金といったところで、こちらから医療費等かかる部分をお支払いしておりますけれども、それに対する納付金算定におきまして、激変緩和、御嵩町の税収が増額しないようにといったところで、県のほうから納付金算定において激変緩和という措置を受けておりますので、今かなり少ない額で納付金を納めておりますが、この激変緩和が令和5年度に終わります。令和5年度に激変緩和が終わりますと、御嵩町の納付金算定はかなり増額になると思います。そうした場合、国民健康保険税の税率を上げていかないと対応ができないということになります。そうならないためにも、そういったところの上昇を抑制するためにも基金を充てていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、なぜこの時期かといいますと、そういったところなるべく基金に充てることによって上昇を抑えるためということでございますので、繰越金等余剰が出た場合は基金に充てておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第46号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 46 号 令和 4 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 47 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 47 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 49 号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 49 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は 9 月 7 日午前 9 時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後 1 時 53 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 岡 本 隆 子

署 名 議 員 谷 口 鈴 男